

審 査 基 準

令和6年6月27日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第9条第1項
処 分 の 概 要：営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第31条の23において準用する第4条第2項第1号（構造及び設備の技術上の基準）、第31条の23において準用する第9条第2項（承認の基準） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第17条において準用する第1条第1号～第3号（変更承認申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（変更承認申請書の提出）、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第87条（変更の承認の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先：岐阜県警察本部生活安全部 生活安全総務課風俗行政係(058-271-2424) 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
備 考： 法令の定め of 解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について」（令和6年6月27日付警察庁生活安全局）第12の8、第17の1、第24の2及び第27の1を参照すること。

別紙

営業所の構造又は設備の変更の承認については、変更対象の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。
ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

申請に係る営業所の実態調査を行った日から１０日とする。